

## 八戸市専用水道及び簡易専用水道取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道の管理等の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(確認申請等)

第2 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書（別記第1号様式）のとおりとする。

(記載事項変更の届出)

第3 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(確認等の通知)

第4 保健所長は、法第33条第1項の規定による申請を受理した場合、法第33条第5項の規定により、その内容が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときの通知は、専用水道布設工事適合確認通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 保健所長は、法第33条第1項の規定による申請を受理した場合、法第33条第5項の規定により、その内容が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めるとき、若しくは申請書の添付書類によっては適合するかしらないかを判断することができないときの通知は、専用水道布設工事不適合通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(布設工事完了の報告等)

第5 専用水道の設置者は、布設工事が完了したときは、完了した日から7日以内に専用水道布設工事完了報告書（別記第5号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があった場合において、報告書の記載事項が、第2の申請書又は第3の変更届出書の記載事項と布設工事の施工内容が合致していると認めるときは、これを受理しなければならない。

(専用水道の給水開始前の届出)

第6 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による給水開始の届出は、専用水道給水開始前届出書（別記第6号様式）により行うものとする。

（専用水道の変更・廃止の届出）

第7 専用水道の設置者は、専用水道を変更又は廃止したときは、速やかに専用水道（変更・廃止）届出書（別記第7号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（水道技術管理者設置の届出等）

第8 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置・変更届出書（別記第8号様式）により水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写しを添えて保健所長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、水道技術管理者を変更したときに準用する。

（専用水道の業務委託の届出等）

第9 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により、専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの同条第2項前段の規定による届出は、専用水道管理業務委託届出書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 前項の委託に係る契約が効力を失ったときの法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項後段の規定による届出は、専用水道管理業務委託契約失効届出書（別記第10号様式）により行うものとする。

（改善の指示等）

第10 法第36条第1項の規定による専用水道施設の改善の指示は、専用水道改善指示書（別記第11号様式）により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定による専用水道に係る水道技術管理者の変更の勧告は、水道技術管理者変更勧告書（別記第12号様式）により行うものとする。

（給水停止の命令）

第11 法第37条の規定による専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第 12 簡易専用水道を設置した者は、簡易専用水道設置届出書（別記第 14 号様式）を保健所長に提出しなければならない。

2 水道事業者は、給水の申込み等により、簡易専用水道の設置を把握したときは、当該設置者に了解を得た上で「簡易専用水道施設票」（別記第 15 号様式）を作成し、保健所長へ送付するものとする。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届出書に記載した事項を変更又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道（設置届出書記載事項変更・廃止）届出書（別記第 16 号様式）を保健所長に提出しなければならない。

（簡易専用水道検査の報告等）

第 13 簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 第 2 項の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査の結果、水の供給について衛生上問題があると認められたときは、速やかにその旨を保健所長に報告しなければならない。

2 登録検査機関は、前項の検査の結果、水の供給について衛生上問題があると認めたときは、当該設置者に対し速やかにその旨を保健所長に報告するよう助言するとともに、当該設置者の了解が得られた場合には「簡易専用水道検査結果報告書」（別記第 17 号様式）により、速やかに保健所長に報告するものとする。

3 保健所長は、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、簡易専用水道の設置者から必要な報告を徴収することにより、施設の検査受検状況を把握するものとする。

（措置の指示）

第 14 法第 36 条第 3 項の規定による簡易専用水道施設の管理に係る措置の指示は、簡易専用水道措置指示書（別記第 18 号様式）により行うものとする。

（給水停止の命令）

第 15 法第 37 条の規定による簡易専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書（別記第 13 号様式）により行うものとする。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

(実施期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。